

令和 7 年 6 月

長門市議会定例会
追加議案参考資料

目 次

議 案

第 12 号 長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 1
--------------------------------	---------

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）が令和 7 年 6 月 4 日に改正され、同日施行されたことから、選挙長等の報酬について、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

選挙長等の報酬を改正（別表関係）

区分	改正後	現行
選挙長、開票管理者	12,200 円	10,800 円
投票所の投票管理者	14,500 円以内	12,800 円以内
投票所の投票立会人	12,400 円以内	10,900 円以内
共通投票所の投票管理者	14,500 円以内	12,800 円以内
共通投票所の投票立会人	12,400 円以内	10,900 円以内
選挙立会人、開票立会人	10,100 円	8,900 円
期日前投票所の投票管理者	12,800 円以内	11,300 円以内
期日前投票所の投票立会人	10,900 円以内	9,600 円以内
指定病院等における不在者 投票の外部立会人	12,400 円以内	10,900 円以内

3 施行期日

公布の日から施行し、令和 7 年 6 月 4 日から適用する。